

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 21 年 7 月 1 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

（仮称）パロー大津真野ショッピングセンター 大津市真野六丁目 21 番 1, 大津市真野六丁目 1785 番 4

2 提出された意見の概要

大津市からの意見

(1) 交通安全対策・交通渋滞対策について

出入口 を自転車、歩行者の来退店ルートとした場合は、十分な通行帯を確保し、安全に配慮すること。

出入口 の退店ルート、特に県道高島大津線への誘導について再検討されたい。

現状に即した交通量を考慮して、A～C の各交差点の方向別混雑度を検討の上、必要な滞留長を確保し、交通渋滞の回避に努められたい。

来退店ルートの案内について、看板・ガードマンの配備計画を示し、関係機関と協議すること。

オープン時に混雑が予想されることから、その対応について関係機関と協議されたい。

(2) 地域との連携・協働について

大規模小売店舗立地法第 4 条に基づき公表されている「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の序文や、日本チェーンストア協会が策定した「地域商業者等との連携・協働のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示されているとおり、大型店が自主的かつ積極的に地域づくりやまちづくりに参画し、具体的取組を通じて社会的責任を果たすことが強く期待されている。

このような背景を踏まえ、当該店舗においては、特にガイドラインの「3. 実効性を高めるための具体的な行動事例」を実践され、本市や地域住民、関係団体と相互に連携し、地域経済団体等の活動や地域の美観・景観等生活環境推進への協力及び参画、地域の防犯・防災及び青少年の健全育成への協力等、地域づくりやまちづくりに関して積極的な対応をされたい。

(3) その他

店舗開設にあたり、時期や内容等を地域住民に十分周知すること。

地域住民や本市各課から出された意見等について、誠意を持って対応されること。

周辺地域の生活環境に影響を及ぼす場合には、その適切な対策について地域住民等と誠意を持って協議・対応されたい。

地域住民等からの意見

(1) 当該施設は、国道 161 号に面する店舗面積約 6,000 m²の小売店舗であるが、営業が開始された場合には、国道はもとより周辺生活道路が一層渋滞を引き起こすことが予測されるため、周辺の生活環境に悪影響を与えないよう交通対策に万全の措置を講じられたい。

(2) 青少年の健全育成と防犯面から施設周辺の治安維持に万全を期されたい。

(3) 大津市北部地域のまちづくりへの参加や商工会への加盟等積極的な地域貢献に努めていただきたい。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 8 月 3 日まで